

受験生チャレンジ支援貸付事業 貸付金のご案内

申込み締切り日
を必ず窓口にご
確認ください！

*平成28年2月中旬
以降の申込みは受
け付けられません。

7 返済について

- (1) 貸付金は、無利子です。ただし、借用書で約束した返済期限を過ぎても返済が完了しない場合は、残元金に対して年利10.75%の延滞利子が発生します。
- (2) 返済方法
- ①借入額を返済月数で毎月返済する均等返済です（端数は最終回に上乗せ・返済回数は60回が上限）。
 - ②返済は、原則として金融機関からの口座引落としです（債権ごと引き落とし）。

*虚偽の申請、不正な手段により貸付を受けた場合、また資金用途の変更や、他の事由に流用した場合には、資金全額を直ちに返還していただきます。

8 返済（償還）免除の申請について

受験生チャレンジ支援貸付金は、貸付対象となる学校（前頁※2）へ入学した場合、免除申請書の提出を行うことにより返済が免除（償還免除）されます。

償還免除申請には、入学した高校・大学等の在学証明書等の提出が必要です。

また、その他にも償還免除の適格要件に該当する場合、審査により返済が免除される場合がありますので、詳しくは区市町村窓口にお問い合わせください。

*償還免除には、借入資金の使用用途の確認できる書類（様式「納入証明書」、領収書等）の提出が必要です。納入証明書等の提出がなければ償還免除にはなりません。なお、資金を一部使用しなかった場合等、納入証明書等の未提出分については、一括での返金が必要です。

*償還免除には申請期限があり、申請期日を過ぎた場合は償還免除ができなくなりますので、ご注意ください。

*受験生チャレンジ支援貸付金の返済が免除（償還免除）された場合は、免除された金額分は一時所得となりますので、必要に応じて確定申告等の手続きをしてください。

◆個人情報の取扱いについて

この資金のご利用に際して得た個人情報は、「東京都社会福祉協議会個人情報保護規程」に基づき取り扱います。
(社会福祉法人東京都社会福祉協議会 162-8953新宿区神楽河岸1-1 tel 03-3268-7189)

■ご相談窓口

1 概要

受験生チャレンジ支援貸付事業貸付金は、学習塾などの費用や、高校や大学などの受験費用について貸付けを行うことにより、一定所得以下の世帯の子供への支援を目的とした貸付金です。

<貸付金の種類>

○学習塾等受講料貸付金

入学試験に備えるために必要な学習塾、各種受験対策講座、通信講座の受講費用を貸付けます（家庭教師は対象外）。

○受験料貸付金

高等学校（特別支援学校高等部・高等専門学校を含む）および大学（短期大学・専修学校・各種学校を含む）の受験料を貸付けます。

*貸付対象となる学習塾等、学校（進学希望先含む）には要件があります。

*一人の子供に対して、複数年度に渡る利用はできません。ただし、高校入学、大学入学に向けてそれぞれの該当年度内で貸付要件に該当する場合は借入申込みは可能です。

2 申込対象要件

次の全てに該当し、区市町村窓口において貸付要件に該当すると判断される方。

- (1) 世帯の生計中心者（20歳以上、原則として世帯主）であること
- (2) 課税所得または総収入金額が一定基準以下であること

収入要件の確認は基本的に以下の2つの方法があり、①課税所得で確認する場合の条件は、単身の場合は年額50万円以下、扶養がある場合は年額60万円以下（※a）、もしくは下記の表に基づき、②総収入が基準額以下であれば対象になります。収入要件は、最新の特別区市町村民税・都民税の課税証明書（以下、課税証明書）で確認をします。

扶養人数	0人	1人	2人	3人	4人	5人
総収入(年間)	176万円以下	260万円以下	320万円以下	380万円以下	440万円以下	500万円以下

*扶養人数とは、税法上の扶養人数を指します。

*扶養人数が6名以上の場合、上記の表で、扶養人数が1人増えるごとに60万円加算します。

*賃貸物件に居住の場合は、年額上限84万円（月額上限7万円）を限度に、家賃支払額を総収入額から控除できる場合があります。

*営業所得など、給与収入以外の所得がある場合等は、課税所得（※a）で確認します（家賃減額はできません）。

（※a）課税所得による確認方法については、本制度独自の方法を用いていますので、詳細は区市町村窓口確認ください。

- (3) 預貯金等資産の保有額が600万円以下（世帯）であること
- (4) 土地・建物を所有していないこと（現在居住している場所は除く。不動産所得がある場合は対象とならない場合がありますので、ご確認ください）
- (5) 都内に引き続き1年以上在住（住民登録）していること
- (6) 生活保護受給世帯の世帯主または構成員でないこと
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が属する世帯の構成員でないこと

*上記の要件を確認するため、課税証明書や住民票、預金通帳などの必要書類を提出（あるいは提示）していただきます。

詳細については、お住まいの区市町村窓口にお問い合わせください。

*借入申込書提出までに、借入申込者自身が窓口に来所することが必要です。

3 貸付のながれ

それぞれの資金について、区市町村の窓口でご相談・お申込みください。

- 1) 相談：対象要件の確認を行ないますので、区市町村窓口へご相談ください。
- 2) 準備：必要な書類を用意し、借入申込書に記入（連帯保証人含む）します。状況によっては追加で書類の提出が必要な場合があります。
- 3) 提出：申込み関係書類を区市町村窓口へ提出。
- 4) 審査：東京都社会福祉協議会で審査を行ないます。審査の結果により貸付けできない場合もあります。
- 5) 通知：東京都社会福祉協議会から借入申込者および連帯保証人の自宅宛に貸付決定通知（借受人には借用書など）を送ります。（※A）
- 6) 借用書作成：借用書に、借受人・連帯保証人が自筆署名・押印（実印）し、必要書類とともに区市町村窓口へ提出します。（※B）
- 7) 送金：貸付金が借受人本人口座に送金されます。
*借用書提出から資金交付まで、2週間程度（借用書等に不備がない場合）必要ですので、ご了承ください（借用書の提出がなければ資金交付はされません）。
- 8) 領収書の提出：資金使途明記の書類（領収書等）を、必ず区市町村窓口へ提出します。
- 9) 償還開始：貸付をおこなった年度末から据置期間（6か月）の後、返済が開始されます。
- 9) 免除申請：対象の学校へ入学した場合は、免除申請に係る書類を区市町村窓口へ提出します。
- 10) 償還完了：返済が完了すると、借用書が返送されます。
- 10) 免除承認：審査により、返済が免除されます。（※C）

- ※A 貸付決定通知は、居住確認のため転送不要郵便でそれぞれの貸付金（債権）ごとに送付します。到着の確認ができない場合は、貸付金の送金ができません。
- ※B 借用書および印鑑登録証明書等の添付書類は、借用書（債権）ごとに提出します（塾代と受験料を同時に借入申込みをしても、別々の取り扱いとなります）。
- ※C 償還免除については、「8 返済（償還）免除の申請について」をご覧ください。

【申込期間】借入申込みの期間は、子供が貸付けの対象となる年度の4月1日から翌年2月中旬までです。借入申込み期限がありますので、詳しくは区市町村窓口に早めに確認ください。

4 貸付条件

次のいずれの条件も満たし、貸付審査により返済の見込みがあると判断された方に貸付けを行います。

- (1) 以下の要件を満たす子供を養育していること
- (2) 同一世帯でない連帯保証人（1名）が確保できること（※）
- (3) 他の公的資金（本資金を含む）の借受人や連帯保証人になっている場合、債務の滞納がないこと（詳細についてはご確認ください）

*ただし、既に受験生チャレンジ支援貸付（チャレンジ支援貸付（～平成22年度）を含む）の連帯保証人になっている方は受験生チャレンジ支援貸付金を利用することはできません。

▶外国籍の方には、在留資格等別途要件がありますので、詳しくは区市町村窓口確認ください。

<子供の要件>

- (1) 原則、都内に1年以上在住していること
- (2) 本人と要支援者は原則同居の同一世帯であること
- (3) 申込日の年度始め（4月1日）に20歳未満であること
- (4) 中学3年生、高校3年生またはそれらに準じる者（中学校・高校既卒者、高等学校卒業程度認定試験合格者）であること

<連帯保証人の要件>

- (1) 本人と同一世帯でなく、かつ申込み時に20歳以上であること
- (2) 本事業の収入要件を超える収入があること
- (3) 住民登録地に居住し、印鑑登録証明書の提出が可能なこと。また、転送不要郵便の受け取りが可能なこと（居住確認のため）
- (4) 今年度申請時点で受験生チャレンジ支援貸付（チャレンジ支援貸付（～平成22年度）を含む）の借受人や連帯保証人になっていないこと（一部例外あり）
- (5) 既に他の公的資金の借受人や連帯保証人になっている方で債務の滞納が認められる場合は連帯保証人にはなれません。
- (6) 本貸付金の連帯保証人になっている方は、本貸付金を利用することはできません。
- (7) 生活保護受給者は連帯保証人になることはできません。

▶外国籍の方には、在留資格等別途要件がありますので、詳しくは区市町村窓口確認ください。

5 貸付資金の内容

学習塾等受講料貸付金	
貸付限度額	・中学3年生とそれに準ずるもの 200,000円 ・高校3年生とそれに準ずるもの 200,000円
貸付の範囲	子供が対象となる年度の4月から受験までの学習塾等（※1）の費用。対象となる学校（※2）を受験するために必要な費用が対象です（詳細は区市町村窓口確認ください）。

受験料貸付金	
貸付限度額	・中学3年生とそれに準ずるもの 27,400円（上限） ・高校3年生とそれに準ずるもの 105,000円（上限） *1人の子供に対して、借入申込みは1回のみ。
貸付の範囲	対象となる学校（※2）の受験料。 ・中学3年生とそれに準ずるもの 1度の貸付けで4回（校）分の受験料まで貸付可 1回あたりの受験料は23,000円まで ・高校3年生とそれに準ずるもの 1度の貸付けで3回（校・学部等）分の受験料まで貸付可 1回あたりの受験料は35,000円まで *受験の機会を1回とします。

〈両貸付金共通〉	
貸付利率	無利子
連帯保証人	1名必要（両資金を利用する場合は同一の連帯保証人でも可。）
据置期間	原則として、貸付を行った年度末の翌日から6か月以内
返済（償還）期間	据置期間経過後5年以内
その他	領収書等（子供の名前、塾名（印）または受験学校名、金額、支払日、内訳明細等が記載されたもの）の提出が、必ず必要になります。本貸付様式の納入証明書（塾代用）をぜひ活用ください。様式は区市町村窓口でお受け取りください。借入申込み額は百円単位（端数が生じる場合は切り捨て）となります。

※1 学習塾等の要件

- ・児童、生徒または学生を対象とし、有償で学力の教授を直接または通信（添削等）で行うもの。
- ・一定期間以上運営を継続していること
- ・家庭教師は対象外

※2 学校の要件

学校教育法に規定する高等学校、特別支援学校、高等専門学校、大学、短期大学、専修学校、各種学校（同法第1条、第124条、第134条）（上記以外でも一部対象となる場合があります。）

*中学3年生の場合は、専修学校、各種学校は貸付対象になりません（一部例外あり）。

6 貸付に必要な書類

借入申込みにあたっては、受験生チャレンジ支援貸付事業の利用要件を確認する書類以外に、以下の書類が必要です（書類により、区市町村窓口で原本確認し写しをとらせていただきます）。その他にも書類の提出が必要な場合があります。

〈共通書類〉	
○借入申込書 ○身分証明書（免許証、写真付き住基カード、健康保険証など） ○子供の在学証明書または学生証 ○住民票（発行から3か月以内。世帯全員、続柄が記載されているもの。また、都内1年以上在住が確認できるもの） ○借入申込者の課税証明書 *最新のもの、課税所得額が記載、または総収入額、総所得金額、所得控除額、扶養親族の状況等控除の内容が記載されているもの ○借入申込者および連帯保証人の印鑑登録証明書（貸付決定後、借用書ごとに各1通必要、借用書提出時に発行から3か月以内のもの）	
〈学習塾等受講料貸付金 個別必要書類〉	〈受験料貸付金 個別必要書類〉
○塾等のパンフレット・申込書など（塾等の名称、開講年数、講座名および費用等が明記されたもの） 様式「学習塾等受講予定表」をご利用ください	○受験案内・入試要項等（学校名、学部名、受験日、受験料が明記されたもので、学校等の発行した書類や公式ホームページを印刷したもの）